

中国向け危険化学品 分類鑑定取得サービスのご案内



https://www.shinken.or.jp/

中国向け危険化学品の通関検査

中国での危険化学品の輸入通関では、税関がコンテナの開扉、貨物の検査や書類の確認を行っており、さらには無作為での見本採取、分析試験が実施されています。このため予期せず貨物が滞留し、想定外の費用が発生することがあります。大幅な滞留等のリスクを低減するため、当協会では日本側から、上海税関が認める分類鑑定の取得手続きを代行します。SDS や GHS ラベルの確認を行い、予め指摘を受ける可能性のある不備を修正することで、通関時検査の円滑化を図り、また手続き時間の大幅な短縮が期待されます。

上海海関（税関）による意見書の取得をサポート

新日本検定協会では、分類鑑定の取得に合わせて以下の項目の事前確認オプションサービスを提供しています。分類鑑定および追加サービスでは、それぞれ中国国有検査機関 CCIC 上海による報告書と、同報告書が正しいことを認める上海税関検査技術センター (IMI) による意見書をご入手いただけます。

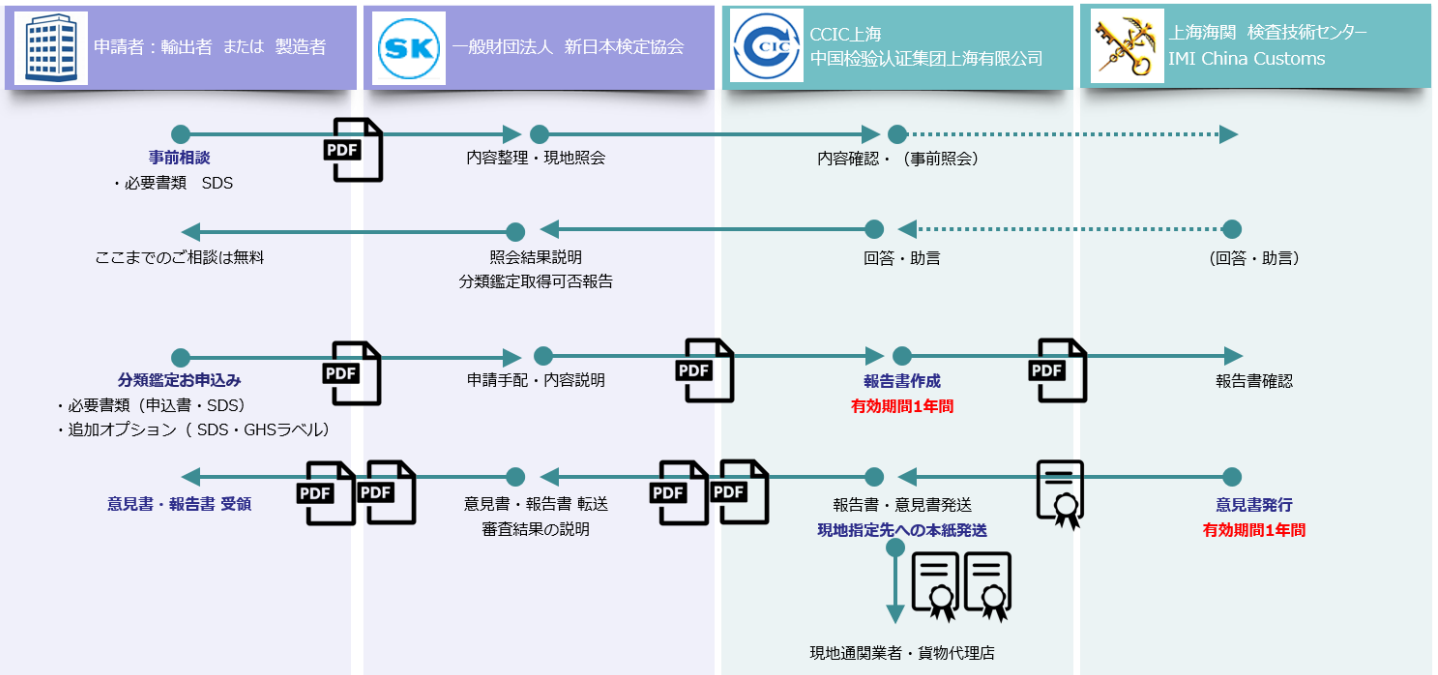
分類鑑定 (国連番号・GHS 分類) 適切に分類済みであることを明確にし、貨物滞留を回避または短縮します。

SDS の確認 SDS の内容を事前確認し、リスクとなる不備があれば修正を提案します。

中文 GHS ラベルの確認・作成 開扉確認でもっとも指摘が多く、国家規格に沿った作成と認証取得を支援します。

日本

中国



上海海関（税関）技術センター（IMI）意見書



CCIC 上海 報告書

お申込み・お問合せ

一般財団法人 新日本検定協会 中国企画グループ
〒108-0074 東京都港区高輪 3 丁目 25 番 23 号
TEL : 03-3449-2818 Eメール : cpg@shinken.or.jp